

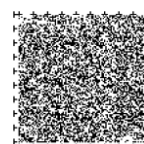


第4期福津市障がい者計画・ 第8期福津市障がい福祉計画及び 第4期福津市障がい児福祉計画

工事中(障がい者アート作品を掲示予定)

令和9年3月
福 津 市

右のマークは音声コード
「Uni-Voice」です。
専用アプリなどで読み取
ると、内容を音声で聞く
ことができます。



第1章 本計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

福津市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として「第3期福津市障がい者計画」を策定するとともに、「第7期福津市障がい福祉計画」及び「第3期福津市障がい児福祉計画」にを策定し、障がいのある人の自立と社会参加の促進、障がい福祉サービス等の充実、障がい児支援体制の整備などに取り組んできました。

国においては、「障害者権利条約」の理念のもと、障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らし続けることができる共生社会の実現に向けた制度整備が進められています。令和6年4月には改正障害者差別解消法が全面施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去に向けた取組が一層求められるようになりました。

また、障害者総合支援法や児童福祉法の改正により、地域生活支援の充実、就労支援の強化、医療的ケア児や発達障がい児への支援の推進が図られるとともに、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援の充実が求められています。

さらに、災害の頻発化や地域社会のつながりの希薄化、デジタル化の進展など社会環境が大きく変化する中で、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護施策の推進、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備、防災・減災対策の強化など、障がい者施策に求められる役割はますます大きくなっています。

また、本市では人口増加が続く一方で、障がいのある人の高齢化や精神障がい者、発達障がい児等への支援ニーズが増加しており、地域の実情に応じた障がい福祉施策の推進が求められています。

本計画では、これらの視点のもと、「第4期福津市障がい者計画」、「第8期福津市障がい福祉計画」及び「第4期福津市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる福津市の実現を目指します。

2 障がい者施策の変遷

(1)障がい福祉に対する年代ごとの変遷

年代	特色	主な施策
1940年代	戦後復興期に伴う保護の時代	・日本国憲法公布 ・児童福祉法
1950年代	障がい福祉制度の基盤整備の時代	・身体障害者福祉法 ・精神薄弱者福祉法
1970年代	行政主導による措置制度の時代	・心身障害者対策基本法 ・福祉施設整備
1980年代	ノーマライゼーションと地域生活の時代	・国際障害者年 ・障害者基本法
2000年代	自己決定・契約制度への転換の時代	・支援費制度 ・障害者自立支援法
2010年代	権利保障の時代	・障害者虐待防止法 ・障害者差別解消法
2020年代	地域共生社会の時代	・合理的配慮の義務化 ・手話施策推進法

(2)障がいに関する法整備の変遷

制定年 施行年	法律・制度名	主な内容
1949年	身体障害者福祉法	身体障がい者の自立と社会経済活動の参加について規定。
1950年	精神衛生法(現:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	精神障がい者の権利保護と社会参加について規定。
1960年	精神薄弱者福祉法(現:知的障害者福祉法)	知的障がい者の更生の援助と必要な保護について規定。
1960年	障害者の雇用の促進等に関する法律	障がい者の雇用の義務化と職業の安定を規定。
1970年 1971年	心身障害者対策基本法	障がい者施策の出発点。保護・措置を中心とした考え方。
1981年	国際障害者年	「完全参加と平等」が国際的理

		念となる。
1993 年	障害者基本法	障がい者の権利保障と支援について規定。
2003 年	支援費制度	利用者によるサービス選択制度が開始。
2005 年 2006 年	障害者自立支援法	障がい種別を超えた共通制度を創設。
2006 年	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	全ての人が安心して生活・移動できる環境を規定。
2004年 2005年	発達障害者支援法	発達障がい者の社会参加と自立支援を規定。
2007年	障害者権利条約署名	障がいの人権問題として捉える考え方が世界的に普及。
2011 年 2012 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	虐待の防止、早期発見、保護支援を規定。
2012 年 2013 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援法を改正し、難病患者を対象に追加。
2013 年 2016 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮について規定。
2014 年	国連障害者権利条約批准	日本が国連障害者権利条約を批准。
2016 年	成年後見制度の利用の促進に関する法律	権利擁護と意思決定支援を推進。
2018 年	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	文化活動を通じた個性と能力の発揮、社会参加を促進。
2019 年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	全ての人が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受。
2021年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医ケア児とその家族に対する適切な支援について規定。
2022 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	全ての人が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通ができる社会を享受。
2025 年	手話に関する施策の推進に関する法律	手話の普及や環境整備を総合的に推進。

3 計画の位置づけ

(1)障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第 11 条の 3

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2)障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、福津市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、障がい福祉計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策、地域生活を支える支援体制の整備等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3)障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保及び円滑な実施、医療的ケア児を含む障がい児支援体制の整備あに関して定める計画です。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

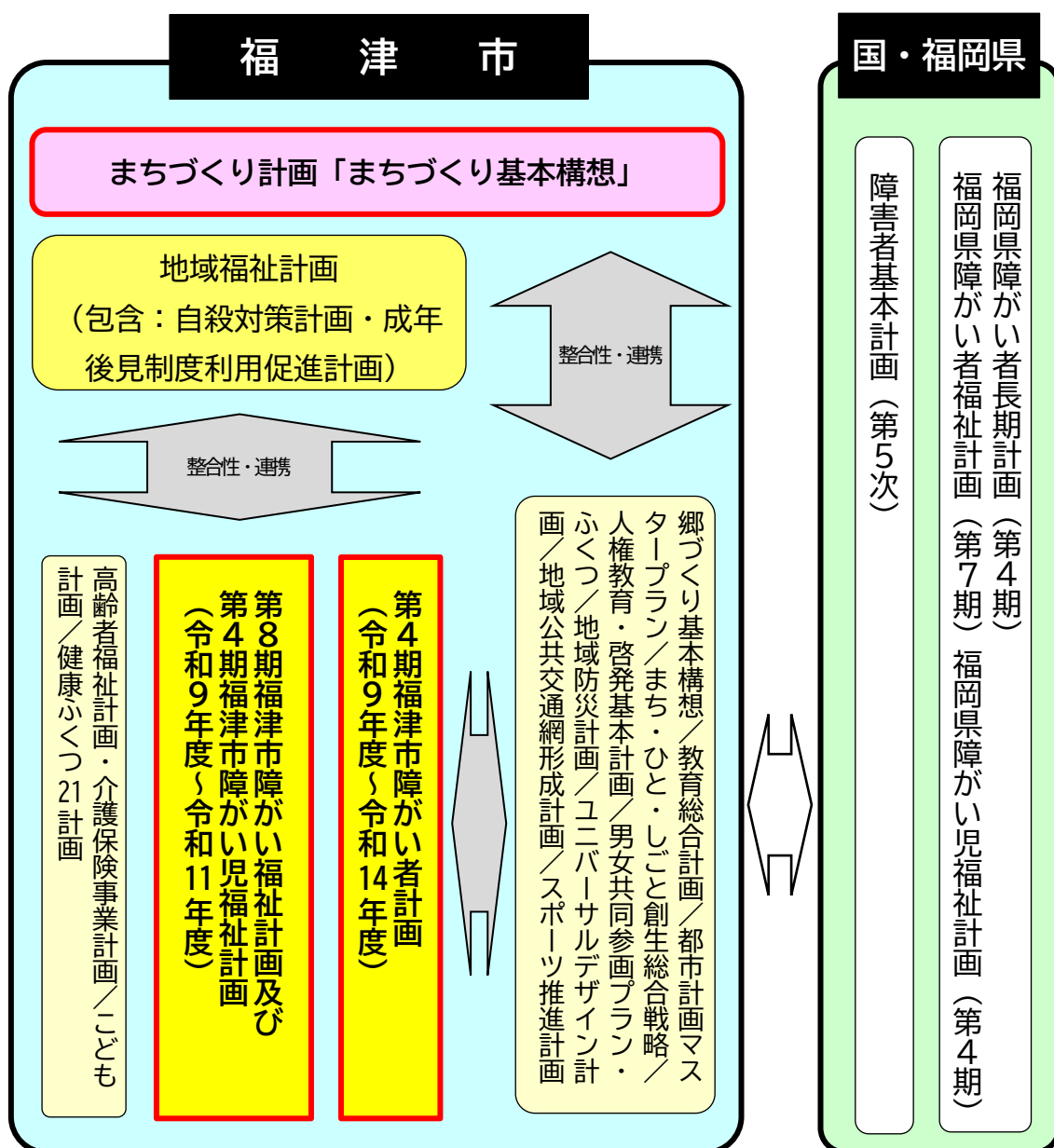
(4)障がい者計画との調和

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、「市町村障害者計画」や「市町村地域福祉計画」等と調和が保たれたものでなくてはならないとされています。

障害者総合支援法 第88条第7項

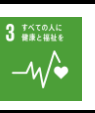
市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

【計画の位置づけのイメージ図】



4 SDGsとの関係性

本市は令和元年度にSDGs未来都市に選定されています。本計画で取り組む施策も、SDGsの考え方を踏まえ事業を進めていきます。本計画はSDGsで掲げられた17の目標のうち、下図の太枠の項目が関連しています。

 1 貧困をなくそう	目標1 貧困	 2 飢餓をゼロに	目標2 飢餓	 3 すべての人に健康と福祉を	目標3 保健	 4 質の高い教育をみんなに	目標4 教育
 5 ジェンダー平等を實現しよう	目標5 ジェンダー	 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6 水・衛生	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7 エネルギー	 8 働きがいも経済成長も	目標8 経済成長と雇用
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9 インフラ・産業化・イノベーション			 10 人や国の不平等をなくそう	目標10 不平等	 11 持続可能な都市をつくらう	目標11 持続可能な都市
 12 つくる責任とつかう責任	目標12 持続可能な消費と生産			 13 気候変動に具体的な対策を	目標13 気候変動	 14 海の豊かさを守ろう	目標14 海洋資源
 15 陸の豊かさも守ろう	目標15 陸上資源	 16 平和と公正をすべての人に	目標16 平和	 17 パートナリープで目標を達成しよう	目標17 パートナーシップ		

5 計画の期間

第4期障がい者計画に関しては、令和9年度から令和14年度までの6年間、第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画に関しては、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間と定めます。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
国	障害者基本計画(第5次)				障害者基本計画(第6次)				
県	障がい者長期計画(第3期)			障がい者長期計画(第4期)					
	障がい者福祉計画(第6期)			障がい者福祉計画(第7期)			障がい者福祉計画(第8期)		
	障がい児福祉計画(第3期)			障がい児福祉計画(第4期)			障がい児福祉計画(第5期)		
市	第3期障がい者計画			第4期障がい者計画					
	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			第9期障がい福祉計画		
	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			第5期障がい児福祉計画		

6 計画策定の体制

(1) 福津市障がい者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第 36 条第4項に規定する合議制の機関を設置しています。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、教育関係者、社会福祉関係者及び公募による市民代表者等で構成された福津市障がい者施策推進協議会を設置し、審議を重ねました。

(2) 障がい当事者及び一般市民に対するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、市内在住の「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」及び「自立支援医療受給者証」の所持者及び「20 歳以上の一般市民」を対象に、日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、令和8年2月にアンケート調査を実施しました。

(3) 障がい福祉サービス事業者に対するアンケート調査の実施

福津市内の障がい福祉サービス事業者を対象に、事業者の状況や障がいのある人の現状などを把握することを目的に、令和8年6月にアンケート調査を実施しました。

(4) 障がい者関係団体に対するアンケート調査の実施

障がい者関係団体に対して、障がいのある人の現状等を把握することを目的に、令和8年6月にアンケート調査を実施しました。

(5) 福津市障がい者施策推進庁内ワーキング会議の設置

本計画の施策の方向性を検討するにあたり、福祉課のみならず他課においても障がい者施策に関連する事業があるため、他課の協力を抜きにしては計画策定ができません。そこで、庁内の障がい者施策に関連する他課の職員とともに構成する福津市障がい者施策推進庁内ワーキング会議を設立し、計画策定に係る施策の検討及び作成を支援するための協力体制を得ることができました。

(6) 市民の参画

市民の参画として、上記の福祉に関するアンケート調査、関係団体ヒアリング調査の他に、福津市障がい者施策推進協議会の設置の際には、市民代表者から委員の参画を募っています。

また、令和9年1月〇〇日から令和9年2月〇〇日にかけて、市民意見公募(パ

ブリックコメント)を実施しました。

7 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。